

司法試験・予備試験短答過去問題集

行政法②セレクション

第6編 行政事件訴訟法から

- 解答ページの右上の問題番号（GY0000）に解説のYouTube動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- 勉強部屋の YouTube のチャンネル登録のご協力をお願いします。
- データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋
(HP はこちらから)

処分性に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 告示により一定の条件に合致する道を一括して道路に指定する方法でされた建築基準法第42条第2項所定のいわゆるみなし道路の指定は、特定の土地について個別具体的にこれを指定するものではなく、不特定多数の者に対して一般的抽象的な基準を定立するものにすぎないのであって、これによって直ちに建築制限等の私権制限が生じるものでないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

(参照条文) 建築基準法

(道路の定義)

第42条 (略)

2 この章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2メートル（中略）の線をその道路の境界線とみなす。（以下略）

3～6 (略)

イ. 労災就学援護費について、労働者災害補償保険法及び同法施行規則は、その支給の実体的及び手続的な要件や金額について何ら定めていないから、労災就学援護費を支給しない旨の決定は、行政庁が公権力の行使として一方的に決定し、取消訴訟によらなければその判断を覆すことができないと効力が法律上与えられたものとはいえず、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

ウ. 病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められているものの、当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものであり、その結果、实际上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになるから、上記勧告は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

処分性に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 告示により一定の条件に合致する道を一括して道路に指定する方法でされた建築基準法第4

- 2条第2項所定のいわゆるみなし道路の指定は、特定の土地について個別具体的にこれを指定するものではなく、不特定多数の者に対して一般的抽象的な基準を定立するものにすぎないのであって、これによって直ちに建築制限等の私権制限が生じるものでないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

（参照条文）建築基準法

（道路の定義）

第42条（略）

2 この章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2メートル（中略）の線をその道路の境界線とみなす。（以下略）

3～6（略）

- イ. 労災就学援護費について、労働者災害補償保険法及び同法施行規則は、その支給の実体的及び手続的な要件や金額について何ら定めていないから、労災就学援護費を支給しない旨の決定は、行政庁が公権力の行使として一方的に決定し、取消訴訟によらなければその判断を覆すことができないとの効力が法律上与えられたものとはいえず、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

- ウ. 病院開設中止の勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意にこれに従うことを期待してされる行政指導として定められているものの、当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものであり、その結果、实际上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになるから、上記勧告は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. イ× ウ○

4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×

7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

処分性に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【】内の各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教員：まず、行政庁と相手方との基本的な関係が私法上の契約関係である場合に、行政庁が相手方に対してする行為に处分性が認められることがありますか。

学生：例えば、（ア）【弁済供託は、民法上の寄託契約の性質を有するものですが、供託官が弁済者から供託物の取戻しの請求を受けた場合において、これを理由がないと認めて却下する行為は、处分性が認められます。】

教員：行政庁が相手方に対して一定の事項を通知する行為につき、处分性が認められることがありますか。

学生：例えば、（イ）【道路交通法に基づく反則金の納付の通告は、これに従わない場合には刑事手続が開始され、実際上反則金の納付を余儀なくされることから、处分性が認められます。】

教員：行政計画の处分性についてはどのように考えますか。類型に分けて説明してください。

学生：まず、当該計画に基づき将来具体的な事業が施行されることが予定されている、いわゆる非完結型の計画につき、（ウ）【土地区画整理事業の事業計画の決定は、後続の仮換地指定や換地処分の取消訴訟によって権利救済の目的が十分達成でき、事件の成熟性が欠けることから、处分性は認められません。】次に、当該計画に基づき将来具体的な事業が施行されることが予定されていない、いわゆる完結型の計画につき、（エ）【都市計画法に基づく用途地域の指定は、当該地域内の土地所有者等に建築制限等の制約を課し、その法的地位に変動をもたらすものであることから、处分性が認められます。】

処分性に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【】内の各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教員：まず、行政庁と相手方との基本的な関係が私法上の契約関係である場合に、行政庁が相手方に対してする行為に処分性が認められることがありますか。

学生：例えば、（ア）【弁済供託は、民法上の寄託契約の性質を有するものですが、供託官が弁済者から供託物の取戻しの請求を受けた場合において、これを理由がないと認めて却下する行為は、処分性が認められます。】

教員：行政庁が相手方に対して一定の事項を通知する行為につき、処分性が認められることがありますか。

学生：例えば、（イ）【道路交通法に基づく反則金の納付の通告は、これに従わない場合には刑事手続が開始され、実際上反則金の納付を余儀なくされることから、処分性が認められます。】

教員：行政計画の処分性についてはどのように考えますか。類型に分けて説明してください。

学生：まず、当該計画に基づき将来具体的な事業が施行されることが予定されている、いわゆる非完結型の計画につき、（ウ）【土地区画整理事業の事業計画の決定は、後続の仮換地指定や換地処分の取消訴訟によって権利救濟の目的が十分達成でき、事件の成熟性が欠けることから、処分性は認められません。】次に、当該計画に基づき将来具体的な事業が施行されることが予定されていない、いわゆる完結型の計画につき、（エ）【都市計画法に基づく用途地域の指定は、当該地域内の土地所有者等に建築制限等の制約を課し、その法的地位に変動をもたらすことから、処分性が認められます。】

原告適格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の事案を前提にした場合に、
②の記述が最高裁判所の判例の内容として正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. ①鉄道の連続立体交差化を内容とする都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち、同事業に係る東京都環境影響評価条例所定の関係地域内に居住するXらが、都市計画法に基づいてされた同事業の認可の取消訴訟を提起した事案。②Xらの住所地と上記事業の事業地との距離関係などに加えて、上記条例の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として知事が定めるものであることを考慮すれば、Xらは上記事業の認可の取消しを求める原告適格を有する。

イ. ①建築基準法に基づくいわゆる総合設計許可に係る建築物の周辺地域に存する建築物に居住し又はこれを所有するXらが、同許可の取消訴訟を提起した事案。②Xらのうち、総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住する者は、上記許可の取消しを求める原告適格を有するが、同地域に存する建築物を所有するにすぎない者は、その原告適格を有しない。

ウ. ①市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けてこれを営んでいるXが、当該区域を対象としてAに対してされた一般廃棄物収集運搬業の許可処分の取消訴訟を提起した事案。②廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、他の者からの一般廃棄物処理業（一般廃棄物収集運搬業を含む。）の許可の申請に対して市町村長が既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、XはAに対する上記許可の取消しを求める原告適格を有する。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

原告適格に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ①の事案を前提にした場合に、
②の記述が最高裁判所の判例の内容として正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. ①鉄道の連続立体交差化を内容とする都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち、同事業に係る東京都環境影響評価条例所定の関係地域内に居住するXらが、都市計画法に基づいてされた同事業の認可の取消訴訟を提起した事案。②Xらの住所地と上記事業の事業地との距離関係などに加えて、上記条例の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として知事が定めるものであることを考慮すれば、Xらは上記事業の認可の取消しを求める原告適格を有する。

イ. ①建築基準法に基づくいわゆる総合設計許可に係る建築物の周辺地域に存する建築物に居住し又はこれを所有するXらが、同許可の取消訴訟を提起した事案。②Xらのうち、総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住する者は、上記許可の取消しを求める原告適格を有するが、同地域に存する建築物を所有するにすぎない者は、その原告適格を有しない。

ウ. ①市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けてこれを営んでいるXが、当該区域を対象としてAに対してされた一般廃棄物収集運搬業の許可処分の取消訴訟を提起した事案。②廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、他の者からの一般廃棄物処理業（一般廃棄物収集運搬業を含む。）の許可の申請に対して市町村長が既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別の利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解されるから、XはAに対する上記許可の取消しを求める原告適格を有する。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. Q ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

原告適格に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 免許の申請が競願関係にある場合において、申請拒否処分を受けた申請者は、自己に対する拒否処分の取消訴訟を提起することができるほか、競願者に対する免許処分の取消訴訟を提起することもできる。

イ. 公衆浴場法が設置場所の「配置の適正」を公衆浴場営業許可の要件とする趣旨は、国民保健及び環境衛生の確保のほか、濫立の防止により既存業者の利益を保護する目的をも有するから、既存の公衆浴場業者は、近隣において新規参入を求めてきた第三者に対する上記許可につき、その取消しを求める原告適格を有する。

ウ. 航空法（平成11年法律第72号による改正前のもの）に基づく定期航空運送事業免許については、事業計画が「経営上及び航空保安上適切なもの」であることが免許基準とされており、これに飛行場周辺住民の個別的利益を保護する趣旨が含まれるものとは解し難いから、上記住民は、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音により障害を受けることを理由として、その取消しを求める原告適格を有しない。

エ. 建築基準法に基づくいわゆる総合設計許可について、同許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し、又はこれを所有する者は、その取消しを求める原告適格を有するが、同許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者は、その原告適格を有しない。

原告適格に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 免許の申請が競願関係にある場合において、申請拒否処分を受けた申請者は、自己に対する拒否処分の取消訴訟を提起することができるほか、競願者に対する免許処分の取消訴訟を提起することもできる。

イ. 公衆浴場法が設置場所の「配置の適正」を公衆浴場営業許可の要件とする趣旨は、国民保健及び環境衛生の確保のほか、溢立の防止により既存業者の利益を保護する目的をも有するから、既存の公衆浴場業者は、近隣において新規参入を求めてきた第三者に対する上記許可につき、その取消しを求める原告適格を有する。

ウ. 航空法（平成11年法律第72号による改正前のもの）に基づく定期航空運送事業免許については、事業計画が「経営上及び航空保安上適切なもの」であることが免許基準とされており、これに飛行場周辺住民の個別的利益を保護する趣旨が含まれるものとは解し難いから、上記住民は、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音により障害を受けることを理由として、その取消しを求める原告適格を有しない。

エ. 建築基準法に基づくいわゆる総合設計許可について、同許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し、又はこれを所有する者は、その取消しを求める原告適格を有するが、同許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者は、その原告適格を有しない。

訴えの利益に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【】内の各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教員：本日は、訴えの利益に関する考え方につき整理しておきたいと思います。まず、ある行政処分に対して取消訴訟が提起された後、訴えの利益が消滅するのはどのような場合でしょうか、例を挙げてください。

学生：例えば、保安林指定解除処分に基づく立木竹の伐採により、保安林の存在による洪水や渴水の防止上の利益を侵害される者には、保安林指定解除処分取消訴訟の原告適格が認められます、（ア）【代替施設の設置によって洪水や渴水の危険が解消され、その防止上からは保安林の存続の必要性がなくなったと認められるに至ったときは、保安林指定解除処分の取消しを求める訴えの利益は失われます。】

教員：では、行政手続法に基づいて公にされている処分基準が、先行する処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重するとの不利益な取扱いを定めている場合、先行する営業停止命令の停止期間が経過すれば、当該営業停止命令の取消しを求める訴えの利益は失われるのでしょうか。

学生：（イ）【通常は、当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、当該処分基準に基づく不利益な取扱いがされると考えられますが、当該処分基準は法令には当たらず、事実上不利益な取扱いがされるにすぎませんので、当該営業停止命令の取消しを求める訴えの利益は失われます。】

教員：では、建築基準法に基づく建築確認は、それがなければ適法に建築工事をすることができないという法的効果が付与されていますが、建築工事が完了した後は、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われるのでしょうか。

学生：（ウ）【建築工事が完了して建築物が完成してしまうと、建築確認が違法であるとして取り消されたとしても、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、当該建築物を除却することは不可能であると考えられますが、そのような事情は、事情判決に関する規定の適用に際して考慮されるべき事柄であって、建築確認の取消しを求める訴えの利益を消滅させるものではないと考えられます。】

教員：では、公務員が届出により公職の候補者となったときは、届出の日から公務員たることを辞したものとみなすとの公職選挙法の規定がありますが、免職処分取消訴訟を提起して争っている公務員が、公職の候補者となった場合には、当該免職処分の取消しを求める訴えの利

益は失われるのでしょうか。

学生：（エ）【仮に免職処分が取り消されても、当該公務員は、公務員たる地位を回復することはできませんが、免職処分は、それが取り消されない限り効力を有し、違法な免職処分さえなければ公務員として有するはずであった給料請求権その他の権利、利益につき裁判所に救済を求めることができなくなるので、当該免職処分の効力を排除する判決を求めるることは、これらの権利、利益を回復するための必要な手段と考えられ、当該免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われません。】

訴えの利益に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【】内の各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教員：本日は、訴えの利益に関する考え方について整理しておきたいと思います。まず、ある行政処分に対して取消訴訟が提起された後、訴えの利益が消滅するのはどのような場合でしょうか、例を挙げてください。

学生：例えば、保安林指定解除処分に基づく立木竹の伐採により、保安林の存在による洪水や湯水の防止上の利益を侵害される者には、保安林指定解除処分取消訴訟の原告達成が認められます。が、（ア）【代替施設】設置によって洪水や湯水の危険が解消され、その防止上からは保安林の存続の必要性がなくなったと認められるに至ったときは、保安林指定解除処分の取消しを求める訴えの利益は失われます。】

教員：では、行政手続法に基づいて公にされている処分基準が、先行する処分を受けたことを理由として後行の処分に及ぼす量定を加重するとの不利益な取扱いを定めている場合、先行する営業停止命令の停止期間が超過すれば、当該営業停止命令の取消しを求める訴えの利益は失われるのでしょうか。

学生：（イ）【通常は、当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、当該処分基準に基づく不利益な取扱いがされると考えられますが、当該処分基準は法令には当たらず、事実上不利益な取扱いがされるにすぎませんので、当該営業停止命令の取消しを求める訴えの利益は失われます。】

教員：では、建築基準法に基づく建築確認は、それがなければ違法に建築工事をすることができないという法的効果が付与されていますが、建築工事が完了した後は、建築確認の取消しを求める訴えの利益は失われるのでしょうか。

学生：（ウ）【建築工事が完了して建築物が完成してしまうと、建築確認が違法であるとして取り消されたとしても、社会的、経済的損失の観点からみて、社会通念上、当該建築物を除却することは不可能であると考えられますが、そのような事情は、事情判決に関する規定の適用に際して考慮されるべき事情であって、建築確認の取消しを求める訴えの利益を消滅させるものではないと考えられます。】

教員：では、公務員が届出により公職の候補者となったときは、届出の日から公務員たることを辞したものとみなすとの公職選挙法の規定がありますが、免職処分取消訴訟を提起して争っている公務員が、公職の候補者となった場合には、当該免職処分の取消しを求める訴えの利

益は失われるのでしょうか。

学生：（エ）【仮に免職処分が取り消されても、当該公務員は、公務員たる地位を回復することはできませんが、免職処分は、それが取り消されない限り効力を有し、違法な免職処分さえなければ公務員として有するはずであった給料請求権その他の権利、利益につき裁判所に救済を求めることがなくなるので、当該免職処分の効力を解除する判決を求めるることは、これらの権利、利益を回復するための必要な手段と考えられ、当該免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われません。】



訴えの利益に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 土地改良事業施行認可処分の取消訴訟の係属中にその事業計画に係る工事及び換地処分が完了したときは、事業施行地域を原状に回復することは社会通念上不可能であり、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。

イ. 自動車運転免許の効力停止処分を受けた者について、その効力停止期間が経過しても、当該処分を理由に道路交通法上不利益を受けるおそれがある期間が経過していないときは、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅しない。

ウ. 行政手続法により定められ公にされている処分基準において、先行処分を受けたことを理由として後行処分に係る量定を加重する定めがあっても、そのような量定の加重は先行処分の法的効果によるものとはいえないから、先行処分に当たる処分の効果が期間の経過によりなくなりた後は、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。

エ. 本邦に在留する外国人が再入国許可申請に対する不許可処分を受けて、再入国許可を受けないまま出国した場合には、当該不許可処分が取り消されても当該外国人が従前の在留資格のままで再入国することを認める余地はないから、当該不許可処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。

訴えの利益に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 土地改良事業施行認可処分の取消訴訟の係属中にその事業計画に係る工事及び換地処分が完了したときは、事業施行地域を原状に回復することは社会通念上不可能であり、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。

イ. 自動車運転免許の効力停止処分を受けた者について、その効力停止期間が経過しても、当該処分を理由に道路交通法上不利益を受けるおそれがある期間が経過していないときは、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅しない。

ウ. 行政手続法により定められ公にされている処分基準において、先行処分を受けたことを理由として後行処分に係る量定を加重する定めがあつても、そのような量定の加重は先行処分の法的効果によるものとはいえないから、先行処分に当たる処分の効果が期間の経過によりなくなりた後は、当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。

エ. 本邦に在留する外国人が再入国許可申請に対する不許可処分を受けて、再入国許可を受けないまま出国した場合には、当該不許可処分が取り消されても当該外国人が従前の在留資格のままで再入国することを認める余地はないから、当該不許可処分の取消しを求める法律上の利益は消滅する。

抗告訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 原処分の取消訴訟と原処分についての審査請求を棄却した裁決の取消訴訟とを提起することができる場合、裁決の取消訴訟においては、原処分の違法を理由として取消しを求めることができない。
- イ. 取消訴訟の違法判断の基準時は処分時であるから、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟において、裁判所の審理、判断は、当該処分当時の科学技術水準に照らして行われるべきである。
- ウ. 取消訴訟においては職権証拠調べが認められているから、裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の申立てを待たずに証人尋問を行うことができ、尋問の結果について当事者の意見を聞く必要はない。
- エ. 処分が無効であることを主張する原告は、当該処分に重大かつ明白な瑕疵がある旨を抽象的に主張すれば足り、当該処分が有効であることを主張する被告が、当該処分が有効であることを基礎付ける具体的な事実を主張立証する必要がある。

抗告訴訟の審理に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 原処分の取消訴訟と原処分についての審査請求を棄却した裁決の取消訴訟とを提起することができる場合、裁決の取消訴訟においては、原処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

イ. 取消訴訟の違法判断の基準時は処分時であるから、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟において、裁判所の審理、判断は、当該処分当時の科学技術水準に照らして行われるべきである。

ウ. 取消訴訟においては職権証拠調べが認められているから、裁判所は、必要があると認めるときは、当事者の申立てを待たずに証人尋問を行うことができ、尋問の結果について当事者の意見をきく必要はない。

エ. 処分が無効であることを主張する原告は、当該処分に重大かつ明白な瑕疵がある旨を抽象的に主張すれば足り、当該処分が有効であることを主張する被告が、当該処分が有効であることを基礎付ける具体的な事実を主張立証する必要がある。

行政処分の取消訴訟における主張の可否に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 青色申告による法人税の申告に対し、不動産の取得価額が申告額より低額であることを更正の理由として更正処分がされた場合に、その取消訴訟において、被告が、仮に当該不動産の取得価額が上記のとおりでないとしてもその販売価額が申告額より多額であると主張して争うことは許されない。

イ. 労災保険給付の申請に対し、申請に係る疾病が労働者災害補償保険法の適用対象である疾病に当たらないとの理由で不支給決定がされた場合に、その取消訴訟において、被告が、同疾病が仮に同法の適用対象であるとしても当該疾病に業務起因性がないと主張して争うことは許されない。

ウ. 情報公開条例に基づく公開請求に対し、同請求に係る情報が特定の非公開事由に該当することを理由に非公開決定がされた場合に、その取消訴訟において、被告が、仮に同情報が上記事由に該当しないとしても別の非公開事由にも該当すると主張して争うことは許されない。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

行政処分の取消訴訟における主張の可否に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 青色申告による法人税の申告に対し、不動産の取得価額が申告額より低額であることを更正の理由として更正処分がされた場合に、その取消訴訟において、被告が、仮に当該不動産の取
~~得~~得価額が上記のとおりでないとしてもその販売価額が申告額より多額であると主張して争うことは許されない。

イ. 労災保険給付の申請に対し、申請に係る疾病が労働者災害補償保険法の適用対象である疾病に当たらないとの理由で不支給決定がされた場合に、その取消訴訟において、被告が、同疾病が仮に同法の適用対象であるとしても当該疾病に業務起因性がないと主張して争うことは許されない。

ウ. 情報公開条例に基づく公開請求に対し、同請求に係る情報が特定の非公開事由に該当することを理由に非公開決定がされた場合に、その取消訴訟において、被告が、仮に同情報が上記事由に該当しないとしても別の非公開事由にも該当すると主張して争うことは許されない。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

判決の効力に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 水俣病患者認定申請に対する応答処分をしない行政庁の不作為の違法確認を求める訴訟における違法と、当該認定申請に対する行政庁の応答処分の遅延による精神的損害につき賠償を求める国家賠償請求訴訟における違法は同じであるから、前者の訴訟に係る認容判決の既判力は、後者の訴訟の当事者及び裁判所に及ぶとされている。

イ. AとBが同一周波の無線局の開設に係る免許をめぐって競願関係にある場合は、免許付与と免許申請拒否処分は表裏の関係にあるので、Bに与えられた免許が、Aの提起した免許取消訴訟に係る判決で取り消されると、免許申請拒否処分を受けたAには、取消判決の拘束力による再審査の結果、免許を与えられる可能性がある。

ウ. 都市計画法では、客観的にみて許可基準の要件に適合しない開発行為に関する工事がされたときは、都道府県知事は、当該工事を行った者に対して、違反是正命令を発することができるから、開発許可が判決で取り消されたときは、当該取消判決に違反是正命令を発すべき法的拘束力が生ずることになる。

エ. 最高裁判所は、市の設置する特定の保育所を廃止する条例の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると判断した根拠の一つとして、取消判決には第三者効が認められていることを挙げている。

判決の効力に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 水俣病患者認定申請に対する応答処分をしない行政庁の不作為の違法確認を求める訴訟における違法と、当該認定申請に対する行政庁の応答処分の遅延による精神的損害につき賠償を求める国家賠償請求訴訟における違法は同じであるから、前者の訴訟に係る認容判決の既判力は、後者の訴訟の当事者及び裁判所に及ぶとされている。

イ. AとBが同一周波の無線局の開設に係る免許をめぐって競願関係にある場合は、免許付与と免許申請拒否処分は表裏の関係にあるので、Bに与えられた免許が、Aの提起した免許取消訴訟に係る判決で取り消されると、免許申請拒否処分を受けたAには、取消判決の拘束力による再審査の結果、免許を与えられる可能性がある。

ウ. 都市計画法では、客観的にみて許可基準の要件に適合しない開発行為に関する工事がされたときは、都道府県知事は、当該工事を行った者に対して、違反是正命令を発することができるから、開発許可が判決で取り消されたときは、当該取消判決に違反是正命令を発すべき法的拘束力が生ずることになる。

エ. 最高裁判所は、市の設置する特定の保育所を廃止する条例の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると判断した根拠の一つとして、取消判決には第三者効が認められていることを挙げている。

処分の取消しの訴えにおける判決又は審理に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 申請を却下し又は棄却した処分が判決により取り消された場合には、その処分をした行政庁は、改めて当該申請に対する処分をしなければならないが、必ずしも当該判決の趣旨に従った処分をする必要はない。

イ. 処分を取り消す判決は第三者に対しても効力を有することから、訴訟の結果により権利を害される第三者は、自ら訴訟参加の申立てをすることができる。

ウ. 処分をした行政庁以外の行政庁は、当事者の申立て又は職権による裁判所の決定があった場合に訴訟に参加することはできるが、自ら訴訟参加の申立てをすることはできない。

エ. 処分を取り消す判決により権利を害された第三者は、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたことを理由として、再審の訴えを提起することができる。

処分の取消しの訴えにおける判決又は審理に関する次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 申請を却下し又は棄却した処分が判決により取り消された場合には、その処分をした行政庁
2 は、改めて当該申請に対する処分をしなければならないが、必ずしも当該判決の趣旨に従った
処分をする必要はない。

イ. 処分を取り消す判決は第三者に対しても効力を有することから、訴訟の結果により権利を害される第三者は、自ら訴訟参加の申立てをすることができる。

2 ウ. 処分をした行政庁以外の行政庁は、当事者の申立て又は職権による裁判所の決定があった場合に訴訟に参加することはできるが、自ら訴訟参加の申立てをすることはできない。

エ. 処分を取り消す判決により権利を害された第三者は、自己の責めに帰することができない理由により訴訟に参加することができなかつたため判決に影響を及ぼすべき攻撃又は防御の方法を提出することができなかつたことを理由として、再審の訴えを提起することができる。

行政事件訴訟法第3条第6項、第7項に定める「義務付けの訴え」及び「差止めの訴え」に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずる判決は、常に第三者に対しても効力を有するから、行政庁が判決に従って当該処分をした場合、当該処分の名宛人は当該処分の効力を争うことはできない。

イ. 「差止めの訴え」の訴訟要件については、一定の処分がされようとしていること、すなわち、行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があることが、救済の必要性を基礎付ける前提として必要となる。

ウ. 裁判所が、「差止めの訴え」に係る処分につき、行政庁がその処分をしてはならない旨を命ずる判決をすることができるのは、その処分につき行政庁に裁量が認められていない場合に限られる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

H28-22Y 義務付け・差止めの訴え

GY1760 A

行政事件訴訟法第3条第6項、第7項に定める「義務付けの訴え」及び「差止めの訴え」に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずる判決は、常に第三者に対しても効力を有するから、
行政庁が判決に従って当該処分をした場合、当該処分の名宛人は当該処分の効力を争うことは
できない。

イ. 「差止めの訴え」の訴訟要件については、一定の処分がされようとしていること、すなわち、
行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があることが、救済の必要性を基礎付ける前提とし
て必要となる。

ウ. 裁判所が、「差止めの訴え」に係る処分につき、行政庁がその処分をしてはならない旨を命
ずる判決をすることができるは、その処分につき行政庁に裁量が認められていない場合に限
られる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

義務付けの訴え及び差止めの訴えに関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 法令に基づく許可の申請を却下した処分の取消しを求める訴えとその許可の義務付けを求める訴えが併合提起されている場合において、前者の処分の取消しの訴えにつき請求が棄却される場合には、後者の義務付けの訴えも請求が棄却される。

イ. 差止めの訴えにつき、行政事件訴訟法の定める訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより救済を受けることが容易ではなく困難なものであるというだけでは足りず、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが不可能なものである場合に限られる。

ウ. 訴訟要件を充足して適法に提起された処分の義務付けの訴えに係る請求が認容されるためには、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められるか、又はその処分をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となることが明らかであると認められることを要する。

エ. 差止めの訴えにつき、他のより適切な訴訟類型の訴えが適法に併合提起されている場合には、当該事案においては後者の訴えに係る請求を棄却すべき場合であっても、行政事件訴訟法が訴訟要件を欠く場合として定める「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」に当たるため、当該差止めの訴えは不適法な訴えとして却下される。

義務付けの訴え及び差止めの訴えに関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 法令に基づく許可の申請を却下した処分の取消しを求める訴えとその許可の義務付けを求める訴えが併合提起されている場合において、前者の処分の取消しの訴えにつき請求が棄却される場合には、後者の義務付けの訴えも請求が棄却される。

イ. 差止めの訴えにつき、行政事件訴訟法の定める訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより救済を受けることが容易ではなく困難なものであるというだけでは足りず、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが不可能なものである場合に限られる。

ウ. 訴訟要件を充足して適法に提起された処分の義務付けの訴えに係る請求が認容されるためには、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められるか、又はその処分をしないことがその裁量権の範囲を超える若しくはその濫用となることが明らかであると認められることを要する。

エ. 差止めの訴えにつき、他のより適切な訴訟類型の訴えが適法に併合提起されている場合には、当該事案においては後者の訴えに係る請求を棄却すべき場合であっても、行政事件訴訟法が訴訟要件を欠く場合として定める「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」に当たるため、当該差止めの訴えは不適法な訴えとして却下される。

申請拒否処分がなされた場合における義務付けの訴えに関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. この場合の義務付けの訴えは、その申請をした者だけではなく、申請された処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者も提起することができる。

イ. この場合の義務付けの訴えは、原則として申請拒否処分に対する取消訴訟と併合して提起しなければならないが、申請拒否処分が無効である場合には、義務付けの訴えを単独で提起することができる。

ウ. この場合の義務付けの訴えは、申請された処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

R02-20Y 申請型義務付けの訴え

GY1771 A

申請拒否処分がなされた場合における義務付けの訴えに関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. この場合の義務付けの訴えは、その申請をした者だけではなく、申請された処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者も提起することができる。

イ. この場合の義務付けの訴えは、原則として申請拒否処分に対する取消訴訟と併合して提起しなければならないが、申請拒否処分が無効である場合には、義務付けの訴えを単独で提起することができる。

ウ. この場合の義務付けの訴えは、申請された処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

抗告訴訟に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【】内の各記述について、行政事件訴訟法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教員：今日は、取消訴訟以外の抗告訴訟について勉強しましょう。まず、不作為の違法確認訴訟の原告適格について説明してください。

学生：（ア）【不作為の違法確認訴訟は、当該不作為の違法確認を求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができ、法律上の利益の有無の判断については、取消訴訟の原告適格に関する行政事件訴訟法第9条第2項の規定が準用されます。】

教員：次に、いわゆる申請型義務付け訴訟について説明してください。

学生：（イ）【申請型義務付け訴訟は、申請拒否処分がされたことが前提となるので、申請に対する応答がない段階では提起することができず、その場合には不作為の違法確認訴訟によることとなります。】

教員：では、いわゆる非申請型義務付け訴訟について説明してください。

学生：（ウ）【非申請型義務付け訴訟は、行政庁が第三者に対する規制権限の行使をしない場合に、その行使を求めて提起することが想定されていますので、自己に対する処分の義務付けを求めて提起することはできません。】

教員：最後に、差止訴訟の訴訟要件について、非申請型義務付け訴訟との違いに留意して、説明してください。

学生：（エ）【差止訴訟においては、訴訟要件として、一定の処分又は裁決がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があること、すなわち損害の重大性の要件が定められているほか、「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」ではないこと、すなわち補充性の要件が定められています。】

R03-20Y 取消訴訟以外の抗告訴訟

GY1772 A

抗告訴訟に関する教員と学生による以下の対話中の次のアからエまでの【】内の各記述について、行政事件訴訟法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教員：今日は、取消訴訟以外の抗告訴訟について勉強しましょう。まず、不作為の違法確認訴訟の原告適格について説明してください。

学生：(ア) 【不作為の違法確認訴訟は、当該不作為の違法確認を求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができ、法律上の利益の有無の判断については、取消訴訟の原告適格に関する行政事件訴訟法第9条第2項の規定が準用されます。】

教員：次に、いわゆる申請型義務付け訴訟について説明してください。

学生：(イ) 【申請型義務付け訴訟は、申請拒否処分がされたことが前提となるので、申請に対する応答がない段階では提起することができず、その場合には不作為の違法確認訴訟によることとなります。】

教員：では、いわゆる非申請型義務付け訴訟について説明してください。

学生：(ウ) 【非申請型義務付け訴訟は、行政庁が第三者に対する規制権限の行使をしない場合に、その行使を求めて提起することが想定されていますので、自己に対する処分の義務付けを求めて提起することはできません。】

教員：最後に、差止訴訟の訴訟要件について、非申請型義務付け訴訟との違いに留意して、説明してください。

学生：(エ) 【差止訴訟においては、訴訟要件として、一定の処分又は裁決がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があること、すなわち損害の重大性の要件が定められているほか、「その損害を避けるため他に適当な方法があるとき」ではないこと、すなわち補充性の要件が定められています。】

行政処分の執行停止申立手続に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 自己が受けた行政処分に不服がある者は、当該処分の執行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、当該処分の取消訴訟を提起することなく、裁判所に対し、当該処分の執行停止決定をするよう申し立てることができる。
- イ. 執行停止決定がされるための要件の一つとして、当該処分、処分の執行又は手続の続行により重大な損害を生ずるおそれがあることが必要であるが、その有無を判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに当該処分の内容及び性質をも勘案するものとされている。
- ウ. 執行停止決定は、原則として口頭弁論を経てする必要があり、緊急の必要がある場合に限り、口頭弁論を経ないでできる。
- エ. 執行停止決定が確定した後に、事情が変更したときは、裁判所は、相手方の申立てにより、当該決定を取り消すことができる。

H28-23Y 執行停止申込手続

GY1890 A

行政処分の執行停止申立手続に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 自己が受けた行政処分に不服がある者は、当該処分の執行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、当該処分の取消訴訟を提起することなく、裁判所に対し、当該処分の執行停止決定をするよう申し立てることができる。
1
- イ. 執行停止決定がされるための要件の一つとして、当該処分、処分の執行又は手続の続行により重大な損害を生ずるおそれがあることが必要であるが、その有無を判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに当該処分の内容及び性質をも勘案するものとされている。
1
- ウ. 執行停止決定は、原則として口頭弁論を経てする必要があり、緊急の必要がある場合に限り、口頭弁論を経ないでできる。
2
- エ. 執行停止決定が確定した後に、事情が変更したときは、裁判所は相手方の申立てにより、当該決定を取り消すことができる。
1

行政事件訴訟法上の仮の救済に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 処分の差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、公共の福祉に重大な影響を及ぼす場合であっても、裁判所は、申立てにより、仮の差止めをすることができる。

イ. 裁判所は、本案である処分の取消訴訟の係属が、執行停止の決定の確定後、訴えの取下げにより消滅したときは、相手方の申立て又は職権により、決定をもって、執行停止の決定を取り消すことができる。

ウ. 執行停止の申立ては、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、本案の係属する裁判所以外の裁判所にすることが許される。

エ. 執行停止の申立ての相手方は、申立てを認容する決定に対して即時抗告をすることができるが、当該即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しないから、相手方が、即時抗告後、その決定が取り消される前に、処分の執行を継続することは許されない。

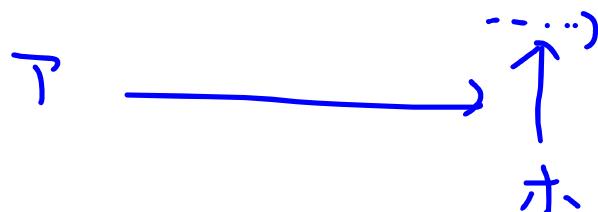
行政事件訴訟法上の仮の救済に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 処分の差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、公共の福祉に重大な影響を及ぼす場合であっても、裁判所は、申立てにより、仮の差止めをすることができる。

イ. 裁判所は、本案である処分の取消訴訟の係属が、執行停止の決定の確定後、訴えの取下げにより消滅したときは、相手方の申立て又は職権により、決定をもって、執行停止の決定を取り消すことができる。

ウ. 執行停止の申立ては、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、本案の係属する裁判所以外の裁判所にすることが許される。

エ. 執行停止の申立ての相手方は、申立てを認容する決定に対して即時抗告をすることができるが、当該即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しないから、相手方が、即時抗告後、その決定が取り消される前に、処分の執行を継続することは許されない。



処分の執行停止及び仮の差止めに関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 執行停止は、処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があることが要件となっているが、仮の差止めは、処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが要件となっている。

イ. 執行停止及び仮の差止めのいずれについても、本案について理由があるとみえるときでなければ、裁判所はその決定をすることができない。

ウ. 執行停止は、あらかじめ当事者の意見をきかなければ、裁判所はその決定をすることができないが、仮の差止めは、あらかじめ当事者の意見をきかなくても、裁判所はその決定をすることができる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

処分の執行停止及び仮の差止めに関する次のアからウまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 執行停止は、処分の執行等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があることが要件となっているが、仮の差止めは、処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があることが要件となっている。
- イ. 執行停止及び仮の差止めのいずれについても、本案について理由があるとみえるときでなければ、裁判所はその決定をすることができない。
- ウ. 執行停止は、あらかじめ当事者の意見をきかなければ、裁判所はその決定をすることができないが、仮の差止めは、あらかじめ当事者の意見をきかなくても、裁判所はその決定をすることができる。

1. ア○ イ○ ウ○ ~~丙~~ ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

行政事件訴訟法上の仮の救済に関する次のアからエまでの各記述について、同法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 仮の差止めの申立ては、処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある場合にされるものであり、本案訴訟を提起せずに申し立てることができる。

イ. 仮の差止めの申立てがあった場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができるが、仮の差止めを認める決定があった後には、もはやこれを述べることができない。

ウ. 執行停止を認める決定は、第三者に対しても効力を有するが、仮の差止め及び仮の義務付けを認める決定は、いずれも第三者に対しては効力を有しない。

エ. 裁判所がした仮の義務付けを認める決定が確定し、当該決定に基づいて行政庁が処分をした場合でも、裁判所は、当該決定確定後に事情が変更したときは、当該決定における相手方の申立てにより、当該決定を取り消すことができる。

行政事件訴訟法上の仮の救済に関する次のアからエまでの各記述について、同法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 仮の差止めの申立ては、処分又は裁決がされることにより生ずる値うことのできない損害を避けるため緊急の必要がある場合にされるものであり、本案訴訟を提起せずに申し立てることができる。

イ. 仮の差止めの申立てがあった場合には、内閣総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができが、仮の差止めを認める決定があった後には、もはやこれを述べることができない。

ウ. 執行停止を認める決定は、第三者に対しても効力を有するが、仮の差止め及び仮の義務付けを認める決定は、いずれも第三者に対しては効力を有しない。

エ. 裁判所がした仮の義務付けを認める決定が確定し、当該決定に基づいて行政庁が処分をした場合でも、裁判所は、当該決定確定後に事情が変更したときは、当該決定における相手方の申立てにより、当該決定を取り消すことができる。

次の【甲群】に掲げるアからエまでの訴訟は、それぞれ【乙群】に掲げる1から5までの訴訟形態のいずれに当たるか、その番号を選びなさい（なお、甲群と乙群の各肢が一対一に対応するものではないことがあるので留意すること。）。

【甲 群】

ア. 衆議院小選挙区選出議員の選挙につき、ある選挙区の選挙人が、公職選挙法の議員定数に関する定めが憲法第14条に違反することを主張して、公職選挙法第204条に基づき、当該選挙区に関し選挙を無効とすることを求める訴訟

（参照条文）公職選挙法

第204条 衆議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に関し異議がある選挙人又は公職の候補者（中略）は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

イ. 国外に居住していて国内の市町村の区域に住所を有していない日本国民が、次回の衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙において、在外選挙人名簿に登録されていることに基づいて投票をすることができる地位にあることの確認を求める訴訟

ウ. 起業者が、収用委員会のした裁決のうち土地所有者に対する損失の補償の金額が高すぎると主張して、土地収用法第133条第2項に基づき、自己の主張する金額との差額につき債務不存在確認を求める訴訟

（参照条文）土地収用法

第133条（略）

2 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から6月以内に提起しなければならない。

3 （略）

エ. 公立高等学校の教職員が、所属校の校長の職務命令は違憲、違法であるが、当該職務命令に従わないと処遇上の不利益を受ける危険があると主張して、行政処分以外の処遇上の不利益を予防する目的で、当該職務命令に基づく義務の不存在確認を求める訴訟

【乙 群】

1. 行政事件訴訟法（以下「法」という。）第3条第1項の抗告訴訟

2. 法第4条の当事者訴訟のうち、同条前段の「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分

又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者的一方を被告とするもの」

3. 法第4条の当事者訴訟のうち、同条後段の「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」

4. 法第5条の民衆訴訟

5. 法第6条の機関訴訟

次の【甲群】に掲げるアからエまでの訴訟は、それぞれ【乙群】に掲げる1から5までの訴訟形態のいずれに当たるか、その番号を選びなさい（なお、甲群と乙群の各肢が一対一に対応するものではないことがあるので留意すること。）。

【甲 群】

ア. 宅議院小選挙区選出議員の選舉につき、ある選挙区の選舉人が、公職選挙法の議員定数に関する定めが憲法第14条に違反することを主張して、公職選挙法第204条に基づき、当該選挙区に申し選挙を無効とすることを求める訴訟

(参照条文) 公職選挙法

第204条 宅議院議員又は参議院議員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者（略）は、宅議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会を、宅議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から30日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

イ. 国外に居住していて国内の市町村の区域に住所を有していない日本国民が、次回の宅議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙において、在外選挙人名簿に登録されていることに基づいて投票をすることができる地位にあることの確認を求める訴訟

ウ. 起業者が、収用委員会のした裁決のうち土地所有者に対する損失の補償の金額が高すぎると主張して、土地收用法第133条第2項に基づき、自己の主張する金額との差額につき債務不

2 存在確認を求める訴訟

(参照条文) 土地收用法

第133条（略）

2 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から6月以内に提起しなければならない。

3（略）

エ. 公立高等学校の教職員が、所屬校の校長の職務命令は違憲、違法であるが、当該職務命令に従わないと処遇上の不利益を受ける危険があると主張して、行政処分以外の処遇上の不利益を予防する目的で、当該職務命令に基づく職務の不存在確認を求める訴訟

【乙 群】

1. 行政事件訴訟法（以下「法」という。）第3条第1項の抗告訴訟
2. 法第4条の当事者訴訟のうち、同条解説の「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分

又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの

3. 法第4条の当事者訴訟のうち、同条解説の「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」
4. 法第5条の民衆訴訟
5. 法第6条の機関訴訟

行政事件訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 職務命令の違反を理由とする懲戒処分等の不利益処分の予防を目的として、当該職務命令に基づく公的義務が存在しないことの確認を求める訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。

イ. 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないときは、原告が当該処分についての申請をしたか否かにかかわらず、適法に不作為の違法確認の訴えを提起することができる。

ウ. 執行機関と議決機関との関係は、地方公共団体の内部の機関相互間の関係であり、法律が内部的解決に委ねることを不適当として特に訴えの提起を許している場合を除き、機関相互間の権限の紛争は、訴訟の対象とはならないから、市議会議員が、市議会議員としての資格において、市又は市長を被告として市議会の議決の無効又は議決の不存在の確認を求める訴えは、これを許容する法律の規定がない以上、市長が市議会の議決に拘束されるとても、不適法なものとして却下を免れない。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

懲戒処分差止め訴訟と義務不存在確認訴訟（H24.2.9）（行政法百選II[第7版]207）

前提 教育長の国旗掲揚と国家斉唱の実施の通達と校長の職務命令の処分性は否定

1 懲戒処分差止め訴訟について

免職処分に対して→蓋然性がなく不適法

懲戒処分に対して→適法

2 無名抗告訴訟について

無名抗告訴訟は「行政処分に関する不服を内容とするもの」であること。

→無名抗告訴訟としての義務不存在確認訴訟は、懲戒処分の予防を目的とする訴訟となる。

→法定抗告訴訟である差止め訴訟が認められるため、補充性の要件を欠き不適法。

3 公法上の当事者訴訟（現在の法律関係に関する訴訟）について

懲戒処分以外の処遇上の不利益の予防を目的とする訴訟が義務不存在確認訴訟として構成できる場合には、公法上の当事者訴訟の一類型である公法上の法律関係に関する確認の訴えとして位置づけることができる。→適法

行政事件訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 職務命令の違反を理由とする懲戒処分等の不利益処分の予防を目的として、当該職務命令に基づく公的義務が存在しないことの確認を求める訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。

イ. 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないときは、原告が当該処分についての申請をしたか否かにかかわらず、適法に不作為の違法確認の訴えを提起することができる。

ウ. 執行機関と議決機関との関係は、地方公共団体の内部の機関相互間の関係であり、法律が内部的解決に委ねることを不適当として特に訴えの提起を許している場合を除き、機関相互間の権限の紛争は、訴訟の対象とはならないから、市議会議員が、市議会議員としての資格において、市又は市長を被告として市議会の議決の無効又は議決の不存在の確認を求める訴えは、これを許容する法律の規定がない以上、市長が市議会の議決に拘束されるとしても、不適法なものとして却下を免れない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うときには、被用者個人は民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないが、使用者は同法第715条に基づく損害賠償責任を負う。

イ. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為に当たるときには、国又は公共団体は、加害行為が不特定であることを理由に国家賠償法上の損害賠償責任を免れることはできない。

ウ. 公権力の行使に当たる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、「失火ノ責任ニ關スル法律」は適用されず、当該公務員に重大な過失があると認められない場合であっても、国又は公共団体は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うときには、被用者個人は民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないが、使用者は同法第715条に基づく損害賠償責任を負う。

イ. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為に当たるときには、国又は公共団体は、加害行為が不特定であることを理由に国家賠償法上の損害賠償責任を免れることはできない。

ウ. 公権力の行使に当たる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、「失火ノ責任ニ關スル法律」は適用されず、当該公務員に重大な過失があると認められない場合であっても、国又は公共団体は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うときには、被用者個人は民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないが、使用者は同法第715条に基づく損害賠償責任を負う。

イ. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為に当たるときには、国又は公共団体は、加害行為が不特定であることを理由に国家賠償法上の損害賠償責任を免れることはできない。

ウ. 公権力の行使に当たる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、「失火ノ責任ニ關スル法律」は適用されず、当該公務員に重大な過失があると認められない場合であっても、国又は公共団体は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、当該被用者の行為が国又は公共団体の公権力の行使に当たるとして国又は公共団体が被害者に対して国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うときには、被用者個人は民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないが、使用者は同法第715条に基づく損害賠償責任を負う。

イ. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為に当たるときには、国又は公共団体は、加害行為が不特定であることを理由に国家賠償法上の損害賠償責任を免れることはできない。

ウ. 公権力の行使に当たる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、「失火ノ責任ニ關スル法律」は適用されず、当該公務員に重大な過失があると認められない場合であっても、国又は公共団体は、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 憲法第17条は、国又は公共団体が公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断に委ねたものであるから、公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除し、又は制限する内容の法律の規定が同条に違反するとして、無効とされることはない。

イ. 国家賠償法第2条第1項の當造物責任に関し、同法第3条第1項の「費用を負担する者」には、当該當造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者だけでなく、この者と同等又はこれに近い設置費用を負担し、実質的にこの者と当該當造物による事業を共同して執行していると認められる者であって、当該當造物の瑕疵による危険を効果的に防止し得る者も含まれる。

ウ. 税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していた場合であっても、当該税務署長において職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がない限り、国家賠償法第1条第1項にいう違法があったとの評価を受けない。

- 1. ア○ イ○ ウ○
- 2. ア○ イ○ ウ×
- 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ×
- 5. ア× イ○ ウ○
- 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○
- 8. ア× イ× ウ×

国家賠償法に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 憲法第17条は、国又は公共団体が公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断に委ねたものであるから、公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除し、又は制限する内容の法律の規定が同条に違反するとして、無効とされることはない。

イ. 国家賠償法第2条第1項の營造物責任に関し、同法第3条第1項の「費用を負担する者」には、当該營造物の設置費用につき法律上負担義務を負う者だけでなく、この者と同等又はこれに近い設置費用を負担し、実質的にこの者と当該營造物による事業を共同して執行していると認められる者であって、当該營造物の瑕疵による危険を効果的に防止し得る者も含まれる。

ウ. 税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していた場合であっても、当該税務署長において職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がない限り、国家賠償法第1条第1項にいう違法があったとの評価を受けない。

- 1. ア○ イ○ ウ○
- 2. ア○ イ○ ウ×
- 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ×
- 5. ア× イ○ ウ○
- 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○
- 8. ア× イ× ウ×

損失補償に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 憲法第29条第3項は「正当な補償」と規定しているだけで補償の時期については規定していないから、損失補償が私有財産の供与と交換的に同時履行されなくても、憲法に違反するものではない。

イ. 日本国が平和条約により連合国に対する賠償義務を承認し、日本国民の在外資産を賠償に充当することに対して国として異議を唱えず承認した結果、在外資産を喪失することになった国民は、憲法第29条第3項に基づき国に補償を求めることができる。

ウ. 土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復を図ることを目的とするものであるから、被収用者は、収用の前後を通じて被収用者の保持する財産価値を等しくさせるような補償を求めることができる。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

損失補償に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 憲法第29条第3項は「正当な補償」と規定しているだけで補償の時期については規定していないから、損失補償が私有財産の供与と交換的に同時履行されなくても、憲法に違反するものではない。
- ✗ イ. 日本国が平和条約により連合国に対する賠償義務を承認し、日本国民の在外資産を賠償に充當することに対して国として異議を唱えず承認した結果/在外資産を喪失することになった國民は、憲法第29条第3項に基づき國に補償を求めることができる。
- ウ. 土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復を図ることを目的とするものであるから、被収用者は、収用の前後を通じて被収用者の保持する財産価値を等しくさせるような補償を求めることができる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

国家賠償と損失補償に関する教員と学生の対話中の次のアからウまでの【】内の各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

教員：今日は損失補償と国家賠償の違いについて考えてみましょう。国家賠償と比べた損失補償の特徴は何でしょうか。

学生：一つ目の特徴としては、損失補償について定めた一般法は存在しないということです。

(ア) 【個別法に損失補償を認める規定が存在しない場合には、裁判を提起して損失補償を求めるることはできないと解されています。】

教員：なるほど。では、その他の特徴は何でしょうか。

学生：損失補償は、適法な公権力の行使により特別の犠牲が生じた場合に、公平負担の見地から認められるものですので、公権力の行使が適法であることが前提とされています。

教員：そこでいう特別の犠牲とは、財産上の損害に限られるのでしょうか。

学生：難しい問題ですが、(イ) 【予防接種による副作用被害が問題となった事案では、生命や身体に対する損害であっても損失補償の対象になり得ると主張されました。しかし、このような損失補償による救済を明示的に認めた最高裁判所の判例はありません。】

教員：それでは、最後の質問ですが、損失補償が認められる場合に、その補償はどの程度の額でなければならないのでしょうか。

学生：はい、損失補償に際しては「正当な補償」が必要であると解されています。ただ、(ウ) 【第二次世界大戦後の農地改革をめぐる最高裁判所の判例では、この「正当な補償」の額は、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格と完全に一致することを要しないとされました。】

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

国家賠償と損失補償に関する教員と学生の対話中の次のアからウまでの【】内の各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

教員：今日は損失補償と国家賠償の違いについて考えてみましょう。国家賠償と比べた損失補償の特徴は何でしょうか。

学生：一つ目の特徴としては、損失補償について定めた一般法は存在しないということです。

（ア）【個別法に損失補償を認める規定が存在しない場合には、裁判を提起して損失補償を求ることはできないと解されています。】

教員：なるほど。では、その他の特徴は何でしょうか。

学生：損失補償は、適法な公権力の行使により特別の犠牲が生じた場合に、公平負担の見地から認められるものですので、公権力の行使が適法であることが前提とされています。

教員：そこでいう特別の犠牲とは、財産上の損害に限られるのでしょうか。

学生：難しい問題ですが、（イ）【予防接種による副作用被害が問題となった事案では、生命や身体に対する損害であっても損失補償の対象になり得ると主張されました。しかし、このような損失補償による救済を明示的に認めた最高裁判所の判例はありません。】

教員：それでは、最後の質問ですが、損失補償が認められる場合に、その補償はどの程度の額でなければならないのでしょうか。

学生：はい、損失補償に際しては「正当な補償」が必要であると解されています。ただ、（ウ）【第二次世界大戦後の農地改革をめぐる最高裁判所の判例では、この「正当な補償」の額は、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格と完全に一致することを要しないとされました。】

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

地方公共団体の事務と国との関係に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 地方公共団体の第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、地方公共団体の長に委任された事務であるから、地方公共団体の長は、国の機関としてその事務の処理を行う。

イ. 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるときは、当該都道府県に対し、その違反の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができ、これにより、当該都道府県は、当該措置を講ずる義務を負う。

ウ. 各大臣は、その所管する法律に係る都道府県知事の事務の管理又は執行が法令の規定に違反するものがある場合において、その事務が第一号法定受託事務であるときは、一定の要件の下で代執行をすることができる。

エ. 地方公共団体の事務の処理について、当該地方公共団体と国との間で紛争が生じた場合、国の行政庁は、国地方係争処理委員会に対し、当該地方公共団体の執行機関を相手方として、審査の申出をすることができる。

地方公共団体の事務と国との関係に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 地方公共団体の第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、地方公共団体の長に委任された事務であるから、地方公共団体の長は、国の機関としてその事務の処理を行う。

イ. 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるときは、当該都道府県に対し、その違反の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができ、これにより、当該都道府県は、当該措置を講ずる義務を負う。

ウ. 各大臣は、その所管する法律に係る都道府県知事の事務の管理又は執行が法令の規定に違反するものがある場合において、その事務が第一号法定受託事務であるときは、一定の要件の下で代執行をすることができる。

エ. 地方公共団体の事務の処理について、当該地方公共団体と国との間で紛争が生じた場合、国の行政庁は、国地方係争処理委員会に対し、当該地方公共団体の執行機関を相手方として、審査の申出をすることができる。

行政庁の権限の委任及び専決に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 行政庁が他の行政機関に法律に基づく処分の権限を委任することは、法律の根拠がなければ行うことができないが、行政庁がその権限に属する行為を他の行政機関に専決させることは、法律の根拠がなくても行うことができる。

イ. 行政庁Aの有する処分の権限が行政機関Bに委任された場合、当該処分はBの名で行われ、Bが当該処分をした行政庁となる。

ウ. 行政庁Aの権限とされている処分を行政機関Bが専決により行う場合、当該処分はAの名で行われ、Aが当該処分をした行政庁となる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

H29-24Y 行政庁の権限の委任・専決

GY2430 A

行政庁の権限の委任及び専決に関する次のアからウまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 行政庁が他の行政機関に法律に基づく処分の権限を委任することは、法律の根拠がなければ行うことができないが、行政庁がその権限に属する行為を他の行政機関に専決させることは、法律の根拠がなくても行うことができる。
- イ. 行政庁Aの有する処分の権限が行政機関Bに委任された場合、当該処分はBの名で行われ、Bが当該処分をした行政庁となる。
- ウ. 行政庁Aの権限とされている処分を行政機関Bが専決により行う場合、当該処分はAの名で行われ、Aが当該処分をした行政庁となる。
- ① 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

行政組織法に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 対等な行政機関間で権限について疑義が生じたときは、上級行政機関がこれを決することになるところ、主任の大蔵の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。

イ. 上級行政機関は、下級行政機関に対する指揮監督権を有するが、法律の特別の授権がない場合には、下級行政機関の権限を当該下級行政機関に代わって自ら行使することはできない。

ウ. 上級行政機関から下級行政機関に対して、法律の規定に基づいて権限の委任が行われた場合には、当該権限の行使に関する限り、当該上級行政機関の当該下級行政機関に対する指揮監督関係は失われるが、専決が行われた場合にも、当該上級行政機関の当該下級行政機関に対する指揮監督関係は同様に失われる。

- 1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

行政組織法に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 対等な行政機関間で権限について疑義が生じたときは、上級行政機関がこれを決することになるところ、主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。

イ. 上級行政機関は、下級行政機関に対する指揮監督権を有するが、法律の特別の授権がない場合には、下級行政機関の権限を当該下級行政機関に代わって自ら行使することはできない。

ウ. 上級行政機関から下級行政機関に対して、法律の規定に基づいて権限の委任が行われた場合には、当該権限の行使に関する限り、当該上級行政機関の当該下級行政機関に対する指揮監督関係は失われるが、専決が行われた場合にも、当該上級行政機関の当該下級行政機関に対する指揮監督関係は同様に失われる。~~専決~~

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

行政上の法律関係に対する民事法の適用に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結行為であっても、私人間における双方代理と同様の利害状況となることがあり得るから、双方代理を禁じた民法第108条の規定が類推適用されるが、その代表権は執行機関に専属する権限であるから、双方代理行為がされた後に議会の追認の議決があっても、民法第116条の規定を類推適用して本人による追認の効果が生ずるものではない。

イ. 建物を築造する場合に境界線から50センチメートル以上の距離を保つべきことを定める民法第234条第1項の規定は、建築基準法第65条の定める防火地域又は準防火地域内にある耐火構造の外壁を有する建築物についても、直ちに適用が排除されるものではなく、民法の規定により保護される隣地の採光・通風、相隣者間の生活利益を犠牲にしてもなお制限を超える建築を許すだけの合理的な理由がある場合に限って、建築基準法の規定が優先適用される。

(参照条文) 建築基準法

(隣地境界線に接する外壁)

第65条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

ウ. 生活保護法に基づき被保護者が受ける保護受給権は、当該個人に与えられた一身専属の権利であって、原則として相続の対象となるものではないが、被保護者の生存中の金銭給付を内容とする扶助で既に遅滞にあるものについては、相続の対象となる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

行政上の法律関係に対する民事法の適用に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結行為であっても、私人間における双方代理と同様の利害状況となることがあり得るから、双方代理を禁じた民法第108条の規定が類推適用されるが、その代表権は執行機関に専属する権限であるから、双方代理行為がされた後に議会の追認の議決があっても、民法第116条の規定を類推適用して本人による追認の効果が生ずるものではない。

イ. 建物を築造する場合に境界線から50センチメートル以上の距離を保つべきことを定める民法第234条第1項の規定は、建築基準法第65条の定める防火地域又は準防火地域内にある耐火構造の外壁を有する建築物についても、直ちに適用が排除されるものではなく、民法の規定により保護される隣地の採光・通風、相隣者間の生活利益を犠牲にしてもなお制限を超える建築を許すだけの合理的な理由がある場合に限って、建築基準法の規定が優先適用される。

(参照条文) 建築基準法(隣地境界線に接する外壁)

第65条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。

ウ. 生活保護法に基づき被保護者が受けける保護受給権は、当該個人に与えられた一身専属の権利であって、原則として相続の対象となるものではないが、被保護者の生存中の金銭給付を内容とする扶助で既に遅滞にあるものについては、相続の対象となる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

土地収用法による土地収用は、国土交通大臣又は都道府県知事が起業者（土地収用を必要とする事業を行う者）からの申請に対して行う事業認定と、それに続く都道府県の収用委員会による収用裁決とを経て行われる。以上の土地収用に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、以下でいう「事業認定の違法性」は、事業認定の無効事由には当たらない違法事由を指すものとする。

- ア. 起業者は、事業認定を申請し収用することが可能な土地についても、土地所有者と売買契約を締結して取得することができる。
- イ. 事業認定が都道府県知事により行われた場合に、収用裁決の取消訴訟において原告は事業認定の違法性を主張できるという考え方を探るとしても、事業認定が国土交通大臣により行われた場合には、そのような違法性の主張を認めることはできない。
- ウ. 収用裁決の取消訴訟において原告は都道府県知事による事業認定の違法性を主張できるという考え方を探る場合には、都道府県知事による事業認定の処分性を認めることはできない。
- エ. 最高裁判所の判例によれば、収用委員会が収用裁決において行う損失補償の範囲及び額の決定について、収用委員会に裁量権は認められない。

土地収用法による土地収用は、国土交通大臣又は都道府県知事が起業者（土地収用を必要とする事業を行う者）からの申請に対して行う事業認定と、それに続く都道府県の収用委員会による収用裁決とを経て行われる。以上の土地収用に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、以下でいう「事業認定の違法性」は、事業認定の無効事由には当たらない違法事由を指すものとする。

- 1 ア. 起業者は、事業認定を申請し収用することが可能な土地についても、土地所有者と売買契約を締結して取得することができる。
- 2 イ. 事業認定が都道府県知事により行われた場合に、収用裁決の取消訴訟において原告は事業認定の違法性を主張できるという考え方を探るとしても、事業認定が国土交通大臣により行われた場合には、そのような違法性の主張を認めることはできない。
- 2 ウ. 収用裁決の取消訴訟において原告は都道府県知事による事業認定の違法性を主張できるという考え方を探る場合には、都道府県知事による事業認定の処分性を認めることはできない。
- 2 エ. 最高裁判所の判例によれば、収用委員会が収用裁決において行う損失補償の範囲及び額の決定について、収用委員会に裁量権は認められない。